

## ◎水道料金表(税込)

現行料金			改定料金					
メーター 口径及び 用途	基本料金 (2か月あたり)		超過料金 (2か月あたり 1㎡につき)	メーター 口径及び 用途	基本料金 (2か月あたり)		超過料金 (2か月あたり 1㎡につき)	
	水量	料金(円)			水量	料金(円)		
13mm	20㎡まで	2,310	・20㎡以下の水量 147円	13mm	20㎡まで	2,541	・20㎡以下の水量 168円	
20mm		5,670		20mm		6,237		
25mm		8,820		・20㎡を超え、 40㎡以下の水量 168円		25mm		9,702
30mm		12,600				30mm		13,860
40mm		23,100				40mm		25,410
50mm		35,700		・40㎡を超え、 100㎡以下の水量 189円		50mm		39,270
75mm		79,800				75mm		87,780
100mm		140,700		・100㎡を超え、 200㎡以下の水量 210円		100mm		154,770
150mm	319,200	150mm	351,120					
200mm	558,600	200mm	614,460					
公共用 (非住宅用)	10㎡まで	1,155	・200㎡を超える水量 231円	公共用 (非住宅用)	10㎡まで	1,270	・200㎡を超える水量 252円	
臨時用		該当口径の2倍	231円	臨時用		該当口径の2倍	252円	

## ◎料金の計算例1 口径13mmで2か月使用水量45㎡の場合(税込)

現行料金			改定料金		
基本料金 (1㎡~20㎡までの 水量料金含む)	2,310円		基本料金 (1㎡~20㎡までの 水量料金含む)	2,541円	
21㎡~40㎡までの 超過料金	2,940円	147円×20㎡	21㎡~40㎡までの 超過料金	3,360円	168円×20㎡
41㎡~60㎡までの 超過料金	840円	168円×5㎡	41㎡~60㎡までの 超過料金	945円	189円×5㎡
合計使用料金	6,090円		合計使用料金	6,846円	

## ◎料金の計算例2 口径25mmで2か月使用水量156㎡の場合(税込)

現行料金			改定料金		
基本料金	8,820円		基本料金	9,702円	
1㎡~20㎡までの 超過料金	2,940円	147円×20㎡	1㎡~20㎡までの 超過料金	3,360円	168円×20㎡
21㎡~40㎡までの 超過料金	3,360円	168円×20㎡	21㎡~40㎡までの 超過料金	3,780円	189円×20㎡
41㎡~100㎡まで の超過料金	11,340円	189円×60㎡	41㎡~100㎡まで の超過料金	12,600円	210円×60㎡
101㎡~200㎡まで の超過料金	11,760円	210円×56㎡	101㎡~200㎡まで の超過料金	12,936円	231円×56㎡
合計水道料金	38,220円		合計水道料金	42,378円	

問い合わせ 上水道業務課 ☎86-8014 FAX86-8032

# 来年4月から水道料金改定へ

(2~3月使用分)

## ～水道事業の経営健全化に向けて～

市では、皆さんへ確実に水道水をお届けするため、来年4月請求分から水道料金を改定します。今月号では、現在の水道事業の状況、また料金改定に至るまでの経過と新しい料金体系、計算方法などについてお知らせします。ご理解とご協力をお願いします。

### 進む老朽化………

～施設改修には経営改善が急務～

市の水道総配水管延長は814キロメートル(県内2位)、給水人口は89,956人(県内5位)、年間総配水量は1,387万6千立方メートル(県内4位)となっています。

合併時に引き継いだそれぞれの旧水道事業は、昭和30年頃から始まり、各施設の老朽化が進んでいます。今後は、施設の統合や各地域を結ぶ水道連絡管などの整備を含めた本格的な施設改修を実施していく必要がありますが、多額の費用がかかります。現状の経営状況ではその対応ができず、今、改修等のための財源確保に向け、早急な経営改善が求められています。

### 独立採算制が原則………

～一般会計からの補てんでやらない～

施設の老朽化や抜本的な施設改修については、合併前の各地域でも検討が進められてきました。合併により、その検討事項も引き継がれ、また安定した水道水供給のための料金改定についても、議論が重ねられました。

合併前の5地域の水道料金は、県内最

高の甲南地域から比較的低い土山地域や信楽地域までそれぞれ異なっていました。合併時には、市内統一した料金とすため、本来の料金から低く抑えた料金体系により運営を進めてきました。しかしながら、水道事業経費に不足が生じることには明らかであり、不足する分については、一般会計からの補助を受けての経営となっていました。水道事業での赤字は、合併時には6億9,716万円、さらに平成18年度末には8億3,278万円となっていました。

厳しい財政運営が続く一般会計からの赤字補てん、累積欠損金の増加など、このままの状態が進めば、将来の安定した水道水供給が保障できなくなります。今、企業会計の本来の姿である独立採算制の原則に戻らなければ、水道事業の運営に支障をきたすことが予測されます。

～水道事業審議会を設置………  
～審議会から経営改善と  
～将来計画について答申～

昨年11月末には、学識経験者や各地域の受益者、企業代表による水道事業審議会を設置し、本市の水道事業の現状や経

営状況、将来計画、経営の見直しなどについて、審議をいただきました。7回の会議を重ねていただき、「甲賀市水道事業経営並びに将来計画」についての答申をいただいたところです。

審議会でも、今回の値上げも含み、経営の健全化への取り組みは急務であることこの答申がありました。

また、議会においても9月定例会において水道料金改定案を提案し、これまでの経緯を含めて審議いただきました。その結果、今回の水道料金改定について承認されたところです。

### 料金改定の内容

平成20年2月と3月使用分(3月検針分)で4月請求分から、料金改定となります。現行の水道料金から、基本料金で10%、超過料金で1㎡につき一律20円の値上げです。料金計算については、左記の「水道料金表」と「料金の計算例1」「同2」を参考にしてください。

ご理解をお願いします。